

花き・水産事業者経営継続支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症及びそのまん延防止のための措置（以下「新型コロナウイルス感染症等」という。）の影響により売上げが減少している花き生産者及び水産事業者に対し、花き又は水産事業の継続に資するため、予算の範囲内において、花き・水産事業者経営継続支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下この条及び次条において「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和3年4月1日現在において、廿日市市内において、加温装置を備えた栽培施設を有し、かつ、広島花き園芸農業協同組合の組合員である者又は廿日市市内にある漁業協同組合の正組合員である者
- (2) 令和2年3月31日以前から複数年事業を継続し、今後1年以上事業を継続する予定である者(事業継承者を含む。)
- (3) 新型コロナウイルス感染症等の影響によって、令和2年10月から令和3年3月までのいずれか1月（以下「対象月」という。）の売上高が前年同月より減少している者
- (4) 申請時において、廿日市市の税を滞納していない者（納税猶予の適用を受けている場合を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としなない。

- (1) 既に補助金の交付を受けた者
- (2) 廿日市市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号か

ら第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認める者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、補助対象者が対象月において、事業にかかる固定費（当該固定費に係る消費税及び地方消費税、共益費及び管理費を含む。）として支払った額とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、花き・水産事業者経営継続支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費を支払ったことが確認できる書類の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、花き・水産事業者経営継続支援補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、当該申請者に通知のうえ、交付する。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があ

るときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反する行為があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、直ちに補助金を返納しなければならない。

(帳簿等の備付け)

第8条 申請者は、補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これを当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで保存しておかなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年6月21日から施行する。